

つくば市議会基本条例の一部改正の概要
つくば市議会会議規則の一部改正の概要

1 改正理由

通年議会及び正副議長志願者の所信表明の機会の導入に当たり、必要な事項を規定するため。

2 主な改正内容

【つくば市議会基本条例】

- (1) 第3条で、定例会の回数を年1回とする通年議会について規定する。
- (2) 第5条の2で、議長及び副議長志願者に所信を表明する機会を設けることを規定する。
- (3) 附則で、定例会の回数を定める条例の廃止を規定する。

【つくば市議会会議規則】

- (1) 第5条で、会期について規定する。
- (2) 第7条の2で、会議の種類を規定する。
- (3) 第7条の3で、定例会の開会（再開）時期及び各会議を開催するための手続き等を規定する。
- (4) 第15条及び第64条で、「会期」を「審議期間」に改める。
- (5) 第19条で、事件の撤回、訂正及び動議の撤回については、議長の「承認」ではなく、「許可」を得るものと改める。また、議員が提出した事件の撤回等の許可は、提出者から請求することを規定する。
「承認」・・・ある行為・存在などを、（積極的又は消極的を問わず）申出を認めること
「許可」・・・一般に禁止されている行為を、特定の条件に限って解除すること
- (6) 第29条で、議員は、議長の指示に従って投票することを規定する。
- (7) 第61条で、会派代表質問を2月定例会議で、一般質問を各定例会議で行うことを規定する。
- (8) 第75条で、会議録には審議期間に関する事項を記載すること及び会議録を審議期間ごとに調製することを規定する。
- (9) 第99条で、議員派遣について、特に緊急を要するときは議長が決定することを規定する。

3 施行日

通年議会に関する条文は令和6年4月1日から、それ以外は公布の日からとする。